

- ◆ 家事支援サービスの品質や信頼性を向上させつつ、需要に対応した家事支援人材を育成・確保することが重要。そのためには、企業による人材の育成・確保を促進するとともに、スキルの一層の向上を目指す個人への支援を実施。加えて、担い手確保に向けて公的資格の受検者を増やすことが重要。

## 講習プログラムの開発

家事支援サービス人材の育成に当たっては、検討中の公的資格の受検に向けて未整備の部分を対象に、標準となるカリキュラムや教材などの民間が提供する教育コンテンツの開発を促進する。

## リ・スキリング支援

### 取組1：家事支援サービス人材のスキルアップに取り組む事業者への支援：人材開発支援助成金

事業主等が雇用する労働者に対して、採用後研修や専門的なスキル習得及び向上に関する訓練を受講させる際に、人材開発支援助成金により負担軽減を図ることで、担い手の育成を支援。

※ 事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した知識及び技能を習得させるための訓練（OFF-JTで10時間以上等）を計画的に実施した場合に、訓練経費、賃金の一部を助成。（例：経費助成 45% 賃金助成額 800円/時）

### 取組2：家事支援スキルの一層の向上を目指す個人への支援：教育訓練給付金

家事支援人材として活躍することを目指す個人のスキルアップを支援するため、新たに開発される講習プログラムが教育訓練給付金の指定講座となるよう事業者等への相談、助言を実施するとともに、教育訓練給付金により当該講習プログラムの受講費用の負担軽減を図る。

### 取組3：公的資格の受検勧奨の強化

検討中の公的資格（公的資格創設までは、家政士団体検定）の受検を勧奨する周知広報を強化。

# 人材開発支援助成金のご案内（令和8年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)		新規採用助成 ・ 職務代行助成 ※2・5	設備投資 助成 ※3
			賃金要件等を 満たす場合※1	賃金要件等を 満たす場合※1	賃金要件等を 満たす場合※1	賃金要件等を 満たす場合※1				
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	正規：45(30)% 非正規：70%	正規：60(45)% 非正規：85%	-	-	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	-	-
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			75%	100%	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	-	-
	中高年齢者実習型訓練	中高年齢者が実践的なスキルを習得するために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			60%	75%	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	-	-
② 教育訓練休暇等付与コース		有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	-	-	30万円	36万円	-	-	-	-
③ 人への投資促進コース <small>令和4年4月～※7</small>	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-	-	-
	成長分野等人材訓練		1,000円※4	-	75%	-	-	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)	-	-
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）	-	-	45%	60%	-	-	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円※5 (800円)	- ※5 (1,000円)	20万円	24万円	-	-	新規採用助成※6： 27.45.67.5万円 職務代行助成：75%	-
教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	-	-	
④ 事業展開等リスクリッジ支援コース <small>令和4年12月～※7</small>		1～3に関する10時間以上のOFF-JTによる訓練 1：事業展開、2：DX・GX化、3：企業内の人事・人材育成に関する計画に基づき今後従事することが予定される職務	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-	-	50%

※1 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※2 休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代行手当を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）

※3 訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同種であって、事業展開等に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）（事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練に限る）

※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成 ※6 休暇取得期間に応じて助成額が異なる ※7 令和8年度末までの時限措置

# 教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>受講費用の50%（上限年間40万円）</u> （6か月ごとに支給）</li> <li>・ 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒<u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u></li> <li>・ 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限年間8万円）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>受講費用の40%（上限20万円）</u></li> <li>・ 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒<u>受講費用の10%（上限5万円）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>受講費用の20%（上限10万円）</u></li> </ul>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>在職者又は離職後1年以内</u>（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者</li> <li>○ <u>雇用保険の被保険者期間3年以上</u>（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は<u>2年以上</u>、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は<u>1年以上</u>）</li> </ul>		
講座数	3,488 講座	1,424 講座	12,340 講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～）</u></li> <li>② <u>専門学校</u>の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム <b>文部科学省連携</b></li> <li>③ <u>専門職大学院</u>の課程及び<u>外国の大学院</u>の経営管理に関する学位課程（R7.4～）</li> <li>④ <u>大学等</u>の職業実践力育成プログラム <b>文部科学省連携</b></li> <li>⑤ <u>第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）</u>（※2） <b>経済産業省連携</b></li> <li>⑥ <u>専門職大学・専門職短期大学・専門職学科</u>の課程</li> </ol>	<p><u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等</u></li> <li>② <u>一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程</u>（※2）</li> <li>③ <u>短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム</u> <b>文部科学省連携</b></li> <li>④ <u>職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）</u></li> </ol>	<p><u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</u></li> <li>② ①に準じ、<u>訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの</u> （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）</li> </ol>

（注）講座数は令和8年4月時点、受給者数は令和6年度実績。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

# 家政士団体検定を含む制度の周知徹底について

## 厚生労働省の取組

家事支援サービスの「品質向上」を測る団体等検定である「家政士団体検定」の周知、活用促進を実施している。

### 【コンテンツの充実と多様な媒体での発信】

- 団体等検定毎の事例紹介ページを作成し、厚生労働省HPで公開
- 団体等検定毎の事例PR動画を作成し、厚生労働省公式YouTubeで公開

## 家政士団体検定の周知

### 事例紹介ページ

団体等検定事例 case 01

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会  
／ 家政士団体検定

(1) 実施する検定の概要

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「協会」という。）が家政サービスに関する検定（以下「家政士検定」という。）は、平成30年度に「公益社団法人日本看護家政紹介事業協会検定」として実効的検定に認定された。その後、検定をより「家政士団体検定」として認定も受けています。

「家政サービス」とは、生活全体のサポートという視点から、各家庭の事情に応じて実際に家事作業ができる家政員（※）が提供するサービスといふ。検定では、各「業」・「種」にかかわらず家政士を中心に、介護や子育て支援など、家庭に寄り添って生活全体をサポートし、また、コミュニケーションや対応に求められる知識・スキル・マインドの養成（トレーニング）として認定を受けたものです。

### 事例PR動画

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会  
「家政士団体検定」  
団体等検定制度 活用事例 ケース1

見る YouTube

厚生労働省 人材開発統括官付能力評価推進事務局  
Ministry of Health, Labour, and Welfare of Japan

団体等検定制度 活用事例 ケース1

安心と信頼の「家政士団体検定」は  
毎年 **11月** に実施！  
是非チャレンジしてください

## 今後の取組

### 【家政士団体検定の受検勧奨】

上記取組に加えて、2026年度は新たに、以下を重点的に実施。

- 家政士団体検定の一層の活用促進のため、検定の受検者拡大を目指し、受検によるメリット等が伝わる周知・広報を行い受検を勧奨する。

※ 併せて家政士団体検定以外の団体等検定の周知・受検勧奨も実施。